

諮問庁：国立大学法人新潟大学

諮問日：平成30年5月25日（平成30年（独情）諮問第30号）

答申日：平成30年12月12日（平成30年度（独情）答申第52号）

事件名：兼業台帳（人文社会・教育科学系）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「兼業台帳（人文社会・教育科学系）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、所属、兼業先及び期間の各欄の不開示部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年1月10日付け29新大総第66号により、国立大学法人新潟大学（以下「新潟大学」、
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、非開示部分を取り消し、全部を公開決定することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）法5条1号該当性について

兼業状況について、その情報の多くが、法5条1号に該当するとして不開示となっている。しかしながら、そもそもその個人情報の対象は新潟大学職員に関してのものであり、兼業の内容によっては、新潟大学が第三者からの依頼を受け、兼業を斡旋した事案も含まれていると推定され、そうであるとすれば、それは、新潟大学の職員がその職務の遂行として行った情報であり、法5条1号ただし書ハに該当するため、不開示とするのは違法である。

（2）法5条2号該当性について

原処分は、法5条2号にも該当するとする。しかしながら、その不開示となった依頼機関の全てが不開示を求めたという事実が立証されておらず、依頼機関から不開示を求められたという事実自体が信用性に乏しい。

また、仮に依頼を受けたとしても、正当な利益を害するとはいえず、

法5条2号には該当しない。

(3) 法5条4号該当性について

多岐にわたり、法5条4号に該当するとして不開示となっている。しかしながら、これら情報が開示されたとしても、それが事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があるとはいえない。

審査請求人としては、不開示部分について、その内容について知る由がない。

しかし、公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。新潟大学及び情報公開・個人情報保護審査会において、公開が可能な部分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し、公開可能な部分については、不開示決定は取り消されるべきである。

以上の理由から、法5条4号には該当しない。

(4) 法7条該当性について

仮に、法5条に該当するとされる場合であっても、新潟大学に多額の税金が投入されているという事実がまず存在する。そして、兼業は、新潟大学の勤務時間外にすることになっている。つまり、多額の税金が投入される新潟大学の業務に影響を及ぼさない範囲でのみ、例外的に兼業は許可されることになっているのである。

しかしながら、例えば、弁護士業務、税理士業務等を日常的に、長時間にわたり兼業しているという実態が判明するとすれば、新潟大学の業務に影響を及ぼすことは明らかであり、それが純粋に私企業であれば問題は少ないのかもしれないが、前述のとおり、新潟大学に多額の税金が投入されている事実を鑑みれば、それは国民に対する背信であり、決して許されることではない。

兼業状況を明らかにしない限り、このように勤務時間中に本当に兼業が行われていないかどうかの検証が不可能であり、多額の税金の無駄遣いともいえる勤務時間中の兼業を放置し続ける結果にもつながりかねない。

また、兼業状況によっては、利益が相反するなど、これもまた、多額の税金が投入される新潟大学の職員としては、好ましくない事態も発生するおそれがあり、これらのことについても、広く国民が監視可能な状況にすることが必要である。

そうであるとすれば、兼業状況の公開は、極めて高い公益性を有するのであるから、法7条によって、裁量的に開示決定されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 審査請求に係る開示決定等

対象文書として、平成29年度の兼業台帳（人文社会・教育科学系）

を特定し、次の部分については、不開示とした上で、部分開示した。

ア 職員の氏名

個人に関する情報であるため。法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イないしハに掲げる情報に該当しないことから、不開示とした。

イ 職員の所属（試験問題や競争的資金の審査委員等にかかるもののみ。）

試験問題や競争的資金の審査委員等であり、違法・不当な行為を容易にするおそれがあるため、法5条4号ハに該当することから、不開示とした。

ウ 職員の職名

他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるため、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イないしハに掲げる情報に該当しないことから、不開示とした。

エ 兼業先（兼業依頼機関より不開示を求められるもののみ。）

兼業依頼機関より不開示を求められており、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当することから、不開示とした。

オ 兼業職務等

兼業の職務内容は、職員の教育研究分野と密接な関わりがあり、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるため。法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イないしハに掲げる情報に該当しないことから、不開示とした。

カ 兼業期間（試験問題や競争的資金の審査委員等にかかるもののみ。）

試験問題や競争的資金の審査委員等であり、違法・不当な行為を容易にするおそれがあるため。法5条4号ハに該当することから、不開示とした。

キ 勤務様態

他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるため、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イないしハに掲げる情報に該当しないことから、不開示とした。

ク 報酬等

特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号に該当することから不開示とした。

ケ 備考（特定の個人を識別することができる情報が記載されていた部分のみ。）

特定の個人を識別することができる情報であるため、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イないしハに掲げる情報に該当しないことから、不開示とした。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

上記第2と同旨のため省略。

(3) 審査請求の理由に対する諮問庁の意見

ア 法5条1号該当性について

兼業台帳の記載内容は、各職員の兼業先での勤務内容等に関する個人的な内容に係る記載であり、職務の遂行に係る情報ではない。新潟大学が許可した兼業は職務命令によって行われるものではなく、本人の意思により行われるものである。よって、法5条1号により不開示とした判断は維持する。

イ 法5条2号該当性について

前述のとおり、兼業台帳の記載内容は各職員の個人的な内容である。同記載内容の全部について不開示とする判断も可能であったが、新潟大学では、法の趣旨に則り、開示できる部分は可能な範囲で開示することとしている。この考え方により、兼業先名称についても、原則開示し、兼業依頼機関より、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため不開示を求められたものは不開示とした。

ウ 法5条4号該当性について

前述のとおり、兼業台帳の記載内容は各職員の個人的な内容である。同記載内容の全部について不開示とする判断も可能であったが、新潟大学では、法の趣旨に則り、開示できる部分は可能な範囲で開示することとしている。この考え方により、兼業期間についても、原則開示し、試験問題や競争的資金の審査委員等にかかるものについては、試験等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ違法・不当な行為を容易にするおそれがあるため不開示とした。

エ 法7条該当性について

前述のとおり、兼業台帳の記載内容は各職員の個人的な内容である。よって、当該内容を公にしてまでも上回る公益上の必要性はないと判断する。

(4) 以上のことから、原処分で不開示とした決定は、全て維持すべきであると判断した。

2 補充理由説明書

平成29年度兼業台帳（人文社会・教育科学系）の不開示部分のうち、改めて兼業先等のホームページを確認したところ、別紙に掲げる部分は公にされており、法5条1号の不開示情報には該当しないため、開示する。

第4 調査審議の経緯

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月11日 審議
- ④ 同年9月4日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年10月22日 審議
- ⑥ 同年11月21日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年12月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁はその一部を法5条1号、2号イ及び4号ハに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、各号に該当しないとして、不開示部分を取り消し、全部を公開決定するよう求めている。

これに対し、諮問庁は、補充理由説明書において、別紙に掲げる部分については、公にされており、法5条1号の不開示情報には該当しないため、開示するとしているものの、その余の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）については、原処分を維持するとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において見分したところ、本件対象文書は、2017年度における新潟大学が兼業を許可した同大学人文社会・教育科学系教育職員（以下「兼業職員」という。）の氏名、所属、職名、兼業先、兼業職務等、期間、勤務態様、報酬等及び備考が表形式に記載された兼業台帳であり、諮問庁が不開示を維持すべきとする本件不開示部分は、氏名、職名、兼業職務等、勤務態様及び報酬等の各欄の全て並びに備考欄の一部（以下、併せて「本件不開示部分1」という。）並びに所属、兼業先及び期間の各欄の一部（以下「本件不開示部分2」という。）であることが認められる。

諮問庁は、本件不開示部分1は法5条1号に該当し、本件不開示部分2は同条2号イ及び4号ハに該当する旨主張していることから、以下、検討する。

(1) 本件不開示部分1について

ア 本件対象文書に記載されている情報は、兼業職員の兼業情報（以下

単に「兼業情報」という。)が、1行ごとに当該職員の氏名とともに記載されていることから、それぞれ1行ごとに当該職員に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ そこで、法5条1号ただし書該当性について検討する。

当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、兼業情報の公表慣行について確認させたところ、諮問庁は、本件不開示部分1の情報は、法令の規定により又は慣行として公にされている情報ではなく、公にする予定もない旨説明しており、これを覆すに足りる事情もないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロに該当する特段の事情も認められない。

さらに、諮問庁は、新潟大学が許可した兼業は職務命令によって行われるものではなく、各職員個人の申請に基づき学長が許可をした上で、原則として勤務時間外に従事されるものであることから、同大学職員としての職務の遂行に係る情報ではなく、法5条1号ただし書ハには該当しない旨説明しており、この説明は首肯できる。

したがって、当該情報は、法5条1号ただし書イないしハに該当するとは認められない。

ウ 次に、法6条2項の部分開示の可否について検討する。

本件不開示部分1のうち、兼業職員の氏名及び職名については、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

また、その余の不開示部分については、これを公にした場合、兼業職員の同僚、知人その他の関係者には、その内容等から当該職員を特定することが可能になることを否定できない。そうすると、当該職員にとって通常他人に知られたくない情報であると考えられる兼業に関する職務内容や報酬といった情報がそれら関係者に知られることになり、当該職員の権利利益が害されるおそれがないとまでは認められないので、部分開示できない。

エ したがって、本件不開示部分1は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 本件不開示部分2について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件不開示部分2の不開示理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 所属及び期間の各欄の不開示部分は、試験問題や競争的資金の審査委員等に関する兼業情報であり、これを公にした場合、当該兼業職員が特定され、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、法5条4号ハに該当する。

- (イ) また、兼業先の欄の不開示部分は、兼業先から不開示を求められており、これを公にすると、新潟大学と当該兼業先の関係から兼業職員又は職務内容が推測される可能性があり、当該職務に関係する第三者から当該兼業職員又は当該兼業先に対して干渉、圧力、業務妨害等が行われるおそれがあることから、法5条2号イに該当する。
- イ 上記諮問庁の説明も踏まえ検討すると、本件不開示部分2について、諮問庁は、これを公にすると兼業職員が特定されることとなり、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ及び兼業職務に関係する第三者から当該兼業職員又は兼業先に対して干渉、圧力、業務妨害等が行われるおそれがある旨説明するが、個人を識別することができる部分及び兼業職務の内容等が分かる部分が不開示とされているものについては、本件不開示部分2のみを公にしても、当該兼業職員及びその職務内容を推測することができるとは認められず、そうすると、これらの情報によって、違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ及び兼業職務に関係する第三者から当該兼業職員又は当該兼業先に対して干渉、圧力、業務妨害等が行われるおそれがあるとは認められない。また、兼業職員の氏名等が兼業先等のウェブサイトで公表されていて諮問庁が新たに氏名等を開示するとしているものについては、諮問庁が説明するような違法若しくは不当な行為等のおそれはそもそも認められない。
- ウ したがって、本件不開示部分2は、法5条2号イ及び4号ハには該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、兼業状況の公開は、極めて高い公益性を有するのであるから、法7条によって、裁量的に開示決定されるべきと主張するが、上記2(1)において不開示とすべきと判断した不開示部分を公にすることに、公益上特に必要性があるとすべき事情は認められないため、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び4号ハに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、所属、兼業先及び期間の各欄の不開示部分を除く部分は、同条1号に該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、所属、兼業先及び期間の各欄の不開示部分は、同条2号イ及び4号ハのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断し

た。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（新たに開示する部分）

1 氏名及び職名の欄

1 頁目の5行目ないし7行目（表題及び項目名を除く。以下同じ。），
10行目，12行目，13行目及び15行目ないし18行目，2頁目の3
行目，3頁目の6行目，11行目，16行目，19行目，21行目及び2
2行目，4頁目の1行目ないし4行目，6行目，7行目及び14行目ない
し16行目，5頁目の3行目，5行目及び8行目ないし11行目，6頁目
の5行目，13行目，16行目，18行目，19行目及び22行目，7頁
目の4行目ないし8行目，10行目，12行目ないし14行目，16行目
及び19行目，8頁目の1行目，8行目，9行目，11行目，12行目，
15行目，19行目，20行目及び22行目，9頁目の1行目ないし5行
目，7行目ないし11行目，14行目，16行目，18行目及び20行目
ないし22行目，10頁目の1行目ないし6行目，9行目ないし13行目，
16行目，17行目，19行目及び20行目，11頁目の5行目ないし7
行目，11行目，16行目及び18行目ないし22行目，12頁目の1行
目ないし5行目，7行目，8行目，10行目，13行目，14行目，17
行目及び22行目，13頁目の3行目ないし5行目，7行目ないし13行
目及び17行目ないし19行目，14頁目の2行目，6行目，9行目ない
し11行目及び16行目，16頁目の2行目，3行目，9行目ないし11
行目及び15行目ないし17行目，17頁目の14行目及び17行目ない
し20行目，18頁目の2行目ないし6行目，10行目，14行目，18
行目及び21行目，19頁目の6行目ないし9行目，12行目，14行目
及び16行目，20頁目の6行目，21頁目の5行目，6行目，8行目，
14行目，16行目，18行目，19行目及び23行目，22頁目の3行
目ないし6行目，8行目，10行目及び11行目，23頁目の2行目，6
行目，12行目，14行目ないし17行目，19行目，20行目及び22
行目，24頁目の1行目ないし5行目，8行目，10行目，13行目，1
4行目，22行目及び23行目並びに25頁目の3行目及び4行目

2 兼業職務等の欄

1 頁目の5行目ないし7行目，10行目，12行目，13行目及び15
行目ないし18行目，2頁目の3行目，3頁目の6行目，11行目，16
行目，19行目，21行目及び22行目，4頁目の1行目ないし4行目，
6行目，7行目，14行目及び16行目，5頁目の3行目，5行目及び8
行目ないし11行目，6頁目の5行目，13行目，16行目，18行目，
19行目及び22行目，7頁目の4行目ないし8行目，10行目，12行
目ないし14行目，16行目及び19行目，8頁目の1行目，8行目，1
1行目，12行目，15行目，19行目，20行目及び22行目，9頁目
の1行目ないし5行目，7行目ないし11行目，14行目，16行目，1

8行目及び20行目ないし22行目, 10頁目の1行目ないし6行目, 10行目ないし13行目, 19行目及び20行目, 11頁目の5行目ないし7行目, 11行目, 16行目及び18行目ないし22行目, 12頁目の1行目ないし5行目, 7行目, 8行目, 10行目, 13行目, 14行目, 17行目及び22行目, 13頁目の3行目ないし5行目, 7行目ないし13行目及び17行目ないし19行目, 14頁目の2行目, 6行目, 9行目ないし11行目及び16行目, 16頁目の2行目, 3行目, 9行目ないし11行目及び15行目ないし17行目, 17頁目の14行目及び17行目ないし20行目, 18頁目の2行目ないし6行目, 10行目, 14行目及び21行目, 19頁目の6行目ないし9行目, 12行目, 14行目及び16行目, 20頁目の6行目, 21頁目の5行目, 6行目, 8行目, 14行目, 16行目, 18行目, 19行目及び23行目, 22頁目の3行目ないし6行目, 8行目及び10行目, 23頁目の6行目, 12行目, 14行目ないし17行目, 19行目及び22行目, 24頁目の2行目ないし5行目, 8行目, 10行目, 13行目, 22行目及び23行目並びに25頁目の3行目及び4行目

3 勤務態様の欄

4頁目の14行目, 5頁目の11行目, 7頁目の19行目, 11頁目の11行目, 16行目及び18行目ないし20行目, 12頁目の4行目並びに14頁目の2行目

4 報酬等の欄

3頁目の19行目, 21行目及び22行目, 4頁目の1行目及び2行目, 11頁目の5行目並びに12頁目の7行目